

法人本部役員報酬並びに関係旅費等費用弁償に関する規定

社会福祉法人清心福祉会

第1条 この規程は、職務のため旅行する役員及び職員等に対し支給する役員報酬並びに関係旅費等費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 役員とは、定款第5条の規程による理事、監事を言う。

2 評議員とは、定款第13条の規程による評議員を言う。

第3条 役員が、法人の理事会等に出席した場合は、1回につき金 10,000 円を役員報酬として支払うことができる。但し、第6条による報酬を受ける役員及び当法人が経営する施設の職員はこの限りではない。

2 評議員が、法人の評議員会等に出席した場合は、1回につき金 10,000 円を役員報酬として支払うことができる。

第4条 前条の支払は、出席の月ごとの総額を翌月25日までに、その指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むこととする。

第5条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合には、次表による旅費等を支給することができる。

交 通 費	宿 泊 費	日 当	そ の 他
実 費	20,000 円まで実費	5,000 円	資料等実費

2 旅費は、原則として精算払いとする。但し、やむを得ない事由がある場合は、出張前に概算払いをすることができる。

3 役員及び評議員が法人業務のため出張する会議または研修等で、当法人が経営する施設の職員が同行出張する場合は、当該職員にも第1項の旅費等支給規程を適用する。

第6条 理事長が法人業務を行う場合、勤務実績に応じて、その者の申告により、次表による役員報酬を支給することができる。但し、当法人が経営する施設の職員はこの限りではない。尚、理事会、評議員会の出席時間はこの業務日数には含めない。

1ヶ月の勤務日数	1ヶ月の報酬
<u>5日以上10日未満</u>	<u>400,000円</u>
<u>10日以上12日未満</u>	<u>800,000円</u>
<u>12日以上14日未満</u>	<u>1,200,000円</u>
<u>15日以上</u>	<u>1,600,000円</u>

第7条 前条の支払は、計算期間は当月 1日から当月末日までとし、『勤務日数』に応じ月締めにて翌月 25日に支給する。但し、当日が休日の場合にはその前日とする。

2 希望した場合は、その指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むこととする。

第8条 本規程を改正する場合は、評議員会の議決を得なければならない。

附則

1 本規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 評議員会設置のため、本規程を平成 13 年 9 月 29 日に改正し、平成 13 年 10 月 1 日より施行する。

3 平成 18 年 3 月 29 日、勤務実績に応じた報酬支給のため、第5条の2の条文を追加改正し、

平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

4 平成 20 年 12 月 20 日、条文番号を「第 5 条の 2 を第 6 条」「第 6 条を第 7 条」へ変更し、同日より施行する。

5 平成 22 年 3 月 27 日、第 6 条を改正し、同日より施行する。

6 平成 25 年 8 月 5 日、第 6 条を改正し、平成 25 年 9 月 1 日より施行する。

7 平成 29 年 2 月 17 日、第 3 条、第 6 条を改正し、平成 29 年 2 月 17 日より施行する。

8 平成 29 年 10 月 31 日、第 1 条、第 4 条、第 7 条、第 8 条を改正し、平成 29 年 10 月 31 日より施行する。

9 平成 30 年 4 月 12 日、第 6 条、を改正し、平成 30 年 4 月 12 日より施行する。

10 令和 2 年 8 月 15 日、第 6 条の下線部分を改正し、令和 2 年 9 月 1 日より施行する。

11 令和 7 年 1 月 7 日、規定名、第 1 条、第 6 条の下線部分を追記、改正し、令和 7 年 2 月 1 日より施行する。

12 令和 7 年 8 月 31 日、規定名、第 6 条の下線部分を追記、改正し、令和 7 年 9 月 1 日より施行する。

13 令和 8 年 1 月 26 日、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条の下線部分を改正し、同日より施行する。